



部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－903	承認日	2025/1/20	2/2
<b>パートヘルパー就業規則</b>					作成者	承認者
					西村昭郎	島 隆雄

## 第 1 条 目的、定義

この規則は、ヘルパーステーションに雇用されるパートヘルパーの就業に関する事項を定め、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

この規則でいうパートヘルパーとは、通常の労働時間より短時間の契約で雇用されるヘルパー職員を指し、常勤ヘルパーや他のパート職員と区別する。

## 第 2 条 採用

就労を希望するものは、「履歴書」と「資格を証明する書類」を提出しなければならない。

## 第 3 条 契約

契約期間は原則として1年間とする。

法人は、事前にその従事すべき職務内容をよく説明し、労働条件等について文書で明示しなければならない。

## 第 4 条 労働内容、心得

パートヘルパーは、ステーションに出勤し、必要なミーティングの後、又は直接利用者宅を訪問して、家事・身体援助を行う。

パートヘルパーは、利用者世帯のよき相談者、援助者としての自覚と責任を重んじ、信頼を得るように努めなければならない。また、雇用契約期間中、及び、退職後に利用者に関係する情報を漏らしたり、職務上の地位を利用して自己の利益をはかったりしてはならない。

## 第 5 条 就業時間

就業時間は雇用契約書にて明示する。ただし、業務の都合その他の特別の事情がある場合は、変更することがある。

各人ごとの各日勤務時間を定めた週単位の勤務表を一週間前に通知する。

## 第 6 条 賃金、支払い方法

賃金は時間数と回数・軒数で算定し、年末年始手当以外のその他手当は支給しない。

平日午前8時30分から午後5時の時間帯の訪問業務 時間給 1, 046円

土、日、祝日、5/1、8/15、及び午前5時から午前8時30分の時間帯または午後5時から午後10時までの時間帯の業務 時間給 1, 201円

午後10時から午前5時までの訪問業務 時間給 1, 401円

法人内外の研修会に参加する場合 一回 500円

交通費は手段の如何を問わず 1軒 300円

サービス提供に関する打ち合わせ及び記録に費やした実務時間、部署会議の時間、並びに移動時間は勤務時間数に含める。ただし、労働者の責によらない事由により予定したサービスがキャンセルになり、かつ代替勤務を提供できなかった場合は、予定した勤務時間の60%を支給する。

支払いは、1日から末日までの分を翌月の15日（当日が休日の場合は、直近の銀行営業日）に銀行振り込みによって支給する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－903	承認日	2025/1/20	3/2
<b>パートヘルパー就業規則</b>					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

#### 第 7 条 移動時間の算定

移動時間とは、利用者宅から利用者宅をいう。

自宅から事業所または最初の利用者宅への時間、最後の利用者宅または事業所から自宅への時間は通勤時間であり、移動時間としては扱わない。

利用者宅から自宅にいったん戻って利用者宅へ行くなど、1日に複数回にわたって自宅と利用者宅または事業所へ行く場合は、往復1回のみを通勤時間とし、その他は移動時間として算定する。

#### 第 8 条 休日、休憩、有給休暇

パートタイマー就業規則に準じるものとする。

#### 第 9 条 昇給

期間雇用の契約を締結しているパートヘルパーで雇用を更新し、前年度の総労働時間が常勤職員の所定労働時間の半数を超える者は3年目の4月に定期昇給をおこなう。

#### 第10条 労務管理

ヘルパーステーションの責任者が管理する。

#### 第11条 契約解除

法人は、契約を解除しようとする時は、少なくとも1カ月前までにその旨を通知する。

退職を希望するパートヘルパーは、少なくとも1カ月前までに申し出るものとする。

#### 第12条 健康診断

は、年1回の健康診断を受けなければならない。

#### 第13条 準用規定

ここに定めのない事項、及び、運用は 別途細則を定める

付則 この規則は、1999年6月1日より実施する。

公益社団法人 石川勤労者医療協会  
理事長 島 隆雄  
金沢医療生活協同組合  
理事長 近松美喜子